
社会福祉法人にしばる福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程



社会福祉法人にしぶる福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人にしぶる福祉会（以下「この法人」という。）の定款

第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間24万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間12万円以内とする。
- 5 個々の役員の報酬は、別表2に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(支給の形態)

第5条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

| | 日額 |
|----------|--------|
| 評議員会への出席 | 7,000円 |

別表2（役員の報酬）

(1) 理事

| | 日額 |
|------------|--------|
| 理事会等会議への出席 | 7,000円 |

(2) 監事

| | 日額 |
|-----------------|---------|
| 監事監査等への出席 | 10,000円 |
| 理事会、評議員会等会議への出席 | 7,000円 |